

## 7 関弁連

### (1) 関弁連について

関東弁護士会連合会（以下「関弁連」という。）は、東京高等裁判所管内にある 13 の弁護士会（東京三会、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、静岡、山梨、長野、新潟）で構成されている。13 の弁護士会には多様な規模の弁護士会が存在しており、規模や実情の異なる弁護士会を幅広く網羅して活発な活動が行われている。

関弁連に所属する弁護士数は合計 28,424 名であり（2024（令和 6）年 7 月 1 日現在）、日本の弁護士の約 6 割を占め、最大のブロック弁連となっている。

### (2) 関弁連の法的根拠・目的

弁護士法 44 条は、「同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、規約を定め、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができる。」と規定しており、この規定に基づき関弁連を含む全国 8 ブロックの弁護士会連合会（以下「弁連」という。）が設けられている。関弁連は、この弁連の中で最大規模の組織である。

関弁連は、弁護士法 44 条に基づき、関弁連規約等を定めている。

関弁連の目的については、関弁連規約において次のとおり定められている。

- 1 日本弁護士連合会及び管内弁護士会の連絡に関する事項
- 2 管内弁護士相互間の協力及び懇親を目的とする事項
- 3 司法の改善、発達並びに人権擁護及び社会正義の実現に関する事項
- 4 管内弁護士の品位及び地位の向上並びに学術の研究に関する事項
- 5 司法修習生の修習方法に関する事項
- 6 前各号に関連する事項

### (3) 関弁連の組織

関弁連規約によると、関弁連には理事 45 名乃至 47 名（後記のとおり 2014（平成 26）年度に東京三会の会長が常務理事に追加されて 3 名増員、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）の男女共同参画推進特別措置により日弁連副会長に管内弁護士会の女性会員が選任された場合に常務理事に就任できるように、2019（平成 31）年度に 2 名増員された。2024（令和 6）年度は理事 46 名である。）及び監事 2 名を置き、管内弁護士会は、毎年 3 月 31 日までにそれぞれ会長を含めて所定の人数（東弁は会長の他に 10 名（計 11 名））の理事を選任する。理事は理事会を組織し、理事会において、理事のうち 1 名を理事長に、また、25 名乃至 27 名を常務理事に選任し（2024（令和 6）年度は常務理事 26 名である。）、常務理事のうち 1 名を副理事長に選任する。

関弁連の基本的な運営は、定例の常務理事会（2024（令和 6）年度は 9 回）の他、理事会（2023（令和 5）年度は 4 回）で懸案を討議、決定し、又、後記のとおり 24 の委員会・協議会・プロジェクトチームが活発な活動を行っている。

### (4) 関弁連の活動

#### ア 理事会・常務理事会の活動

理事全体が参加する理事会は、年 4 回程度の開催である。常務理事会は、4 月以外は

理事会が開催される月を除き毎月 1 回程度開催され、関弁連としてのさまざまな意思決定を行う。

## イ 各種委員会の活動

関弁連においては、2024（令和 6）年 4 月 1 日現在 24 の委員会・協議会・プロジェクトチームが活動している。具体的には、総務委員会、財務委員会、会報広報委員会、地域司法充実推進委員会、人権擁護委員会、環境保全委員会、外国人の人権救済委員会、民事介入暴力対策委員会、弁護士偏在問題対策委員会、研修委員会、裁判官候補者推薦に関する委員会、裁判官選考検討委員会、法教育センター、憲法委員会、弁護士業務妨害対策委員会、消費者問題対策委員会、2024 年度シンポジウム委員会、2025 年度シンポジウム委員会、法曹倫理教育に関する委員会、高齢者・障がい者に関する委員会、男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会、災害対策委員会、スポーツロイヤー養成プロジェクトチーム、関弁連創立 70 周年記念行事実行委員会がある。

これらの委員会等は、歴史的にもまた現在においても活発な活動を行っており、貴重かつ有益な成果を残している。

また、委員会活動の活性化、委員会と執行部との連携及び委員会間の情報交換を行う場として、毎年、各種委員会委員長会議を開催しており、2024（令和6）年度は、7 月 9 日に Zoom 併用で開催された。

なお、「男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会」は、2024（令和6）年度「男女共同参画及び性の平等推進に関する委員会」に改称された。また、これとは別に、2024（令和6）年度は新たに「死刑制度問題検討協議会」が設置されることになった。

## ウ 関弁連定期弁護士大会・シンポジウム

毎年秋に開催される関弁連定期弁護士大会・シンポジウムは、関弁連最大の恒例行事であり、2024（令和 6）年度は、9 月 27 日、水戸市の水戸市民会館において開催された。

シンポジウムは、「初等・中等教育における弁護士の役割」をテーマとして、シンポジウム委員会による基調報告が行われた後、第1部法教育カテゴリー、第2部契約・消費者教育カテゴリー、第3部労働・家庭教育カテゴリー、第4部いじめ・非行予防・差別をなくす教育カテゴリーの各カテゴリーによる検討・研究結果、授業案などの発表がなされ、続いて、磯山恭子氏（国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官）、飯瀆毅氏（茨城県教育庁学校教育部高校教育課指導主事）、篠崎智典氏（茨城県教育庁学校教育部義務教育課指導主事）及び根木孝久弁護士（2024年度シンポジウム委員会委員（静岡県弁護士会））らによるパネルディスカッションが行われた。

定期弁護士大会では、「弁護士が学校において教育活動に取り組むための体制作りに関する宣言」が採択されるとともに、「武器輸出の拡大に反対し、平和主義の堅持を求める決議」、及び「選択的夫婦別姓制度の導入を求める決議」が採択された。

なお、定期弁護士大会における宣言・決議案の審議については、2021（令和 3）年度 2022（令和 4）年度及び2023（令和5）年度と同様に、事前に関弁連 HP にて宣言・決議案の意見を伺う投票フォームを設置して会場に出席できない会員が意見を表明できる機会を設けるなどの配慮がなされた。

引き続き、関弁連の創立70周年記念式典が行われ、記念講演では、山浦善樹弁護士（元最高裁判所判事（東弁））により「法律の命は弁護士と裁判官の価値観次第」と題する講演が行われた。

## エ 災害への対応

関弁連は、災害対策にも力を入れており、2024（令和6）年度の第1回理事会にて、従前の体制を引き継いだ体制を組むことが承認され、災害対策事務局の事務局長には副理事長が就任し、事務局長を補佐する事務局次長2名を選任した。7月2日には、災害対策本部事務局会議を新潟市「ホテルオークラ新潟」においてZOOM併用のハイブリッド方式で開催を行っている。なお、災害復興支援基金会計については、年度初めに1000万円の予算を確保するとの方針の下、2024（令和6）年度も約1000万円の予算を確保している。

東日本大震災の災害支援については、2024（令和6）年度も、これまで実施してきた活動を引き継いで行うこととなり、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの委託に基づき、福島県における法律相談のための弁護士派遣を実施している。

また、金沢弁護士会が実施する令和6年能登半島地震災害の被災者向け法律相談に関する相談担当弁護士の派遣依頼について対応するほか、費用負担なども行っている

このほか、2024（令和6）年度は、令和6年7月25日からの大雨による被災地（災害救助法が適用された地域）である山形弁護士会、秋田弁護士会及び東北弁護士会連合会に対し、お見舞い状を送付した。

## オ 地区別懇談会

関弁連は、日弁連執行部と関弁連管内単位弁護士会会員との連絡調整、意見交換を図るために毎年地区別懇談会を開催している。2024（令和6）年度については、第1回は、7月2日に新潟県弁護士会が担当し、新潟市の「ホテルオークラ新潟」において開催された。なお、第2回は、2025（令和7）年1月28日に、茨城県弁護士会の担当により水戸市の「ホテルテラスザガーデン水戸」において開催される予定である。

## カ 法曹連絡協議会・司法協議会

関弁連と東京高等裁判所管内の裁判所・検察庁との間で、管内司法全般につき、関弁連提出の議題を中心に、情報交換、検討協議するため、関弁連の主催により法曹連絡協議会が年1回開催されており、2024（令和6）年度は、12月3日に開催された。

また、これと同趣旨で、東京高等裁判所の主催により司法協議会が開催されており、2024（令和6）年度は、第1回は5月22日、第2回は9月25日に開催された。なお、第3回は2025（令和7）年1月22日に開催される予定である。

## キ ブロックサミット

ブロックサミットは、関弁連を含めた全国8ブロックの弁護士会連合会の代表者等が

一堂に集まり、弁護士の抱える問題につき意見交換する会議である。歴史的には、1999（平成11）年2月に福岡で第1回が開催され、その後開かれなかった時期もあったが、2006（平成18）年以降は年3回開催されてきた。

2023（令和5）年度からは年2回の開催となり、2024（令和6）年度は、第1回は9月20日に開催され、事前に各弁護連から提出された協議事項について、あらかじめ回答・資料の提出を受け、協議が進められた。第2回は、2025（令和7）年2月21日に開催の予定である。

#### ク ブロック大会、弁護連大会、東京三会理事者会への参加

全国8つの弁護士会連合会は、それぞれ毎年定期大会（ブロック大会）を開催している。関弁護連として、これらのブロック大会に参加することは、他の7つの弁護連の実情を知り、関弁護連の今後の施策を考えるうえで、重要かつ有意義であることから、例年、正副理事長は全てのブロック大会に参加しており、2024（令和6）年度も各弁護連の開催方式に従い全て参加した。

また、東京三会理事者会は、毎月1回開催されているが、この会には正副理事長がオブザーバとして参加し、東京三会、日弁護連、関弁護連の連絡・協力・調整を図っている。

#### ケ 関弁護連管内弁護士会訪問

正副理事長、常務理事及び地域司法充実推進委員会委員は、例年、毎年5月下旬から7月上旬にかけて、当年度の重点課題と施策を各弁護士会に説明し、また、各会の実情を認識して、各会からの要望を受けて関弁護連の会務に反映させるために、各弁護士会を訪問し、意見交換を行っている。2024（令和6）年度は、5月23日の静岡県弁護士会訪問を皮切りに、7月1日の新潟県弁護士会まで、管内10弁護士会を集中して訪問し、意見交換と懇親会を行った。

#### コ 関東十国会への参加

例年、関東十国会（関弁護連のうち東京三会を除く10の単位会）との情報交換・相互交流を深めるため、関東十国会が毎年開催する定時懇談会、夏期研修会等に関弁護連執行部が招待され、出席している。2024（令和6）年度については、十国会定時懇談会が6月22日に山梨県弁護士会の担当により甲府市で開催され、8月31日に神奈川県弁護士会の担当により夏期研究会が開催された。2025（令和7）年3月には十国会拡大理事会が神奈川県内で開催される予定である。

#### サ 歴代正副理事長との懇談会の開催

例年、歴代理事長・副理事長と現理事長・副理事長との懇談会を開催しているが、2024（令和6）年度も、7月9日に日比谷松本楼において歴代理事長・副理事長懇談会を開催した。主な懇談事項は、①本年度活動方針について（重点課題と施策）、②関弁護連の財政状況及び事務局体制等であり、出席した全ての歴代理事長・副理事長の方々から発言をいただき、関弁護連のあるべき活動等について貴重な意見をいただいた。

#### シ 関東学生法律討論会

関弁護連は、毎年2回ずつ行われている関東学生法律討論会を後援しており、毎回常務理事を審査員として派遣し、熱心な学生の討論を聞き、講評を行い、賞状と賞品の授与

を行っている。2024（令和6）年度は、第1回が6月16日に中央大学で、第2回は10月27日に慶應義塾大学で開催された。

## ス 各種の声明等

2024（令和6）年度は、以下の理事長声明・意見書を発出している。

- ① 改定入管法の監理措置制度がはらむ危険性を改めて指摘し、同制度の廃止を求める理事長声明
- ② 永住者に対する在留資格取消事由の拡大に反対する理事長声明
- ③ 仕組債につき機関投資家以外への販売を金融機関に対し禁止する法制度の整備を求める意見書
- ④ 「即日」美容医療施術に関する意見書
- ⑤ 決済法制に関する意見書
- ⑥ 商業登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第28号）における代表取締役等住所非表示措置に関し、弁護士による職務上請求の措置等を求める意見書

## (5) 関弁連の課題と対応

### ア 理事長の輪番制の変更

理事長選出の慣行は、東京三会がそれぞれ4年に1度、横浜弁護士会（現在は「神奈川県弁護士会」）が8年に1度、8年に1度は他の9弁護士会から選出するというものであったが、2013（平成25）年度に、関弁連は、弁護士の連合会ではなく弁護士会の連合会であり、構成員である各弁護士会は、弁護士会の規模の大小にかかわらず対等な立場であるから、無理のない範囲で、理事長職を担うべき責務を負っていると考えるべきであるとし、理事会において、次のとおり決議してそれまでの慣行を改めることになった。その結果、2014（平成26）年度から、東京三会と関東十国会から毎年交互に理事長を選出するという機構改革が行われ、現在に至っている。

- ・関弁連の理事長について、それまでの慣行を改め、2014（平成26）年度からは、東京三会と関東十国会から毎年交互に選出する。
- ・東京三会から選出する年度については、東弁、一弁、二弁の順とする。
- ・関東十国会から選出する年度については、その選出に関するルールの策定を関東十国会の協議に委ねる。
- ・理事長については、各弁護士会の会長経験者から選出されることが望ましい。
- ・上記理事長選出の慣行の見直しについては、実施から10年経過時に実施状況等を考慮して見直す。

2024（令和6）年度は、上記改革から10年を経過したことから、現在、上記の輪番制の見直しを行うか否かについての検討を行っている。

### イ 東京三会と関東十国会の関係の強化

東京三会と関東十国会とは規模や地域特性が異なり、その置かれた状況や直面する課題が異なる。規模でいえば、関弁連に所属する弁護士のうち、東京三会に所属する弁護士の占める割合は約8割であり、関東十国会に所属する弁護士は約2割に過ぎない。したがって、人数比で言えば東京三会が圧倒的な規模を有するが、東京三会に所属する弁護士の関弁連に対する関心は高いとは言えず、逆に、関東十国会は、過去に持ち回りで研修会を行うなど人的交流も活発で、関係が深かったという歴史的経緯があり、関東十国会所属の弁護士のほうが比較的関弁連に対する関心が高いと思われる。しかし、数において約8割の

弁護士が所属する東京三会の弁護士の関弁連に対する関心や参加意識が薄いとすれば問題である。日弁連の充実強化を図るためには、最大の弁連である関弁連の充実強化を図る必要がある、東京三会からさらなる人員を関弁連に参加できるような方策を講じ、東京三会と関東十県会の人的な交流による意思疎通の機会を深め、相互の協力体制を強化する方策を具体的に考えていくべきである。その一環として、2014（平成 26）年度より、東京三会の会長の関弁連常務理事への就任が制度化された。すなわち、関弁連常務理事は、東京三会を除く 10 弁護士会の会長が就任するのに対し、東京三会の会長は、日弁連副会長を兼務し多忙であることから、慣行として常務理事には就任せずに理事を務めるに止まっていた。この点について、理事長選出の慣行の見直しと同時に、東京三会の会長にも常務理事に就任し、東京三会との関係を強化することが望ましいとし、理事の人数を 40 名から 43 名として、増加した 3 名分は東京三会に 1 名ずつ割り当てること、常務理事の人数を 20 名から 23 名にするとの関弁連規約の改正を行い、また増員された常務理事 3 名については東京三会に 1 名ずつ割り当てることと、当該年度の会長を当てることを慣行とすることになった。これによって 2014（平成 26）年度から東京三会を含めた管内全弁護士会の 13 名の会長、5 名ないし 6 名の日弁連副会長（このうち 3 名が東京三会の会長）が常務理事に就任し、管内弁護士会間の連携、東京三会と関東十県会の意思疎通が効果的になされ、また日弁連の政策について管内弁護士会への速やかな情報提供が実現している。

#### ウ 各種委員会活動の活性化

関弁連では先進性や地域性を特色とする 24 の委員会・協議会・プロジェクトチームが活発に活動しており、管内の各弁護士会のベテランの弁護士と多くの若い世代の弁護士による、弁護士会の枠を超えた参加、活動、交流が、関弁連を支えている。東弁は、今後、これらの活動をさらに積極化していくため、東弁から更に多くの委員を関弁連の委員会に送り、若手会員の活躍の場を拡大するとともに、東京三会と関東十県会の人的交流や意思疎通の場をさらに拡大することも検討課題として考えられる。

#### エ 男女共同参画のさらなる推進

日弁連において、2018（平成 30）年 1 月に策定した「第三次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」に基づき、2018（平成 30）年度から女性副会長クォータ制、2021（令和 3）年度から女性理事クォータ制が導入される状況のなか、関弁連においても、男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会が設置され、関弁連における施策・方針決定過程への女性会員の参画を拡大するための施策（女性常務理事クォータ制）が 2022（令和 4）年度から導入されている。

なお、2024（令和 6）年度は、関弁連理事長を菅沼友子弁護士（第二東京弁護士会・42 期）が務めている。また、関弁連の常務理事に占める女性会員の割合は、過去 14 年間において 10%に達した年は 2014（平成 26）年度、2015（平成 27）年度、2016（平成 28）年度、2018（平成 30）年度及び 2021（令和 3）年度であり、2023（令和 5）年度は 8 名（30%）と過去最高の割合になった。2024（令和 6）年度は、常務理事 26 名中女性会員は 5 名（19.2%）となっている。

#### オ 健全財政の維持

2019（令和元）年度予算では、委員会費を一律 10%以上削減するなどして、8 年続いた赤字予算を解消し、2020（令和 2）年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を

受け、様々な会議が Zoom 等でのオンライン開催となり、委員会予算のうち相当部分を占める旅費の支出額が減少するなど予算執行率が低下し、2023（令和5）年度まで5年連続で黒字決算となった。

再度の赤字決算を発生させずに財政の健全化を維持し、強化していくため、収入規模に見合った予算編成が求められ、執行部には厳格な予算執行が求められるが、他方で、委員会は関弁連活動の要であり、弁護士会連合会としての地域性、先進性等に飛んだ諸活動を維持していくことが求められることから、予算によりその活動が制限されないよう配慮することも必要である。

なお、2024（令和6）年度においても、上記方針の下、各委員会に対し、オンライン、Web 併用のハイブリット方式での開催の普及により可能な範囲での旅費の削減をお願いするなどして、健全財政維持に配慮した予算を編成している。

ho以 上